

亀山市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和3年6月

亀山市

目 次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガス排出量	
(2) 温室効果ガス排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
参考資料	14
(1) 燃料別温室効果ガス排出量目標・実績（平成26年度～令和元年度）（t-CO ₂ ）	
(2) オフィス活動～個人の取り組み評価表	
(3) オフィス活動～組織ベースの取り組み評価表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらに、2020年10月26日の臨時国会での所信表明演説で、菅総理は「温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロ」とする目標を宣言しました。

本市においても、引き続き、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していく必要があるものです。

2. 基本的事項

(1) 目的

亀山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「亀山市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、亀山市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

なお、当計画の従来の名称は、「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」でしたが、「亀山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を用いることにします。

(2) 対象とする範囲

亀山市事務事業編の対象範囲は、「亀山市自らの事務事業に伴う活動」とします。

なお、公共工事や施設の管理などを民間事業者等に委託した事務事業については、温室効果ガスの排出量抑制などの措置が可能なものについて、受託者等に対し必要な措置を講じるよう要請するものとします。

また、対象施設は、市が直接管理する施設とし、指定管理施設は含んでいませんが、指定管理者に対して、環境配慮の要請を行うとともに、エネルギーの使用状況等の報告を求めています。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定された温室効果ガスは7物質ですが、二酸化炭素以外の物質については、排出量全体に占める割合が極めて小さいと想定されることから、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO2)とします。

※地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定された温室効果ガス

- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン類
⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素

(4) 計画期間

国の地球温暖化対策計画に即し、基準年度は平成25年度（2013年度）とし、計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）とします。

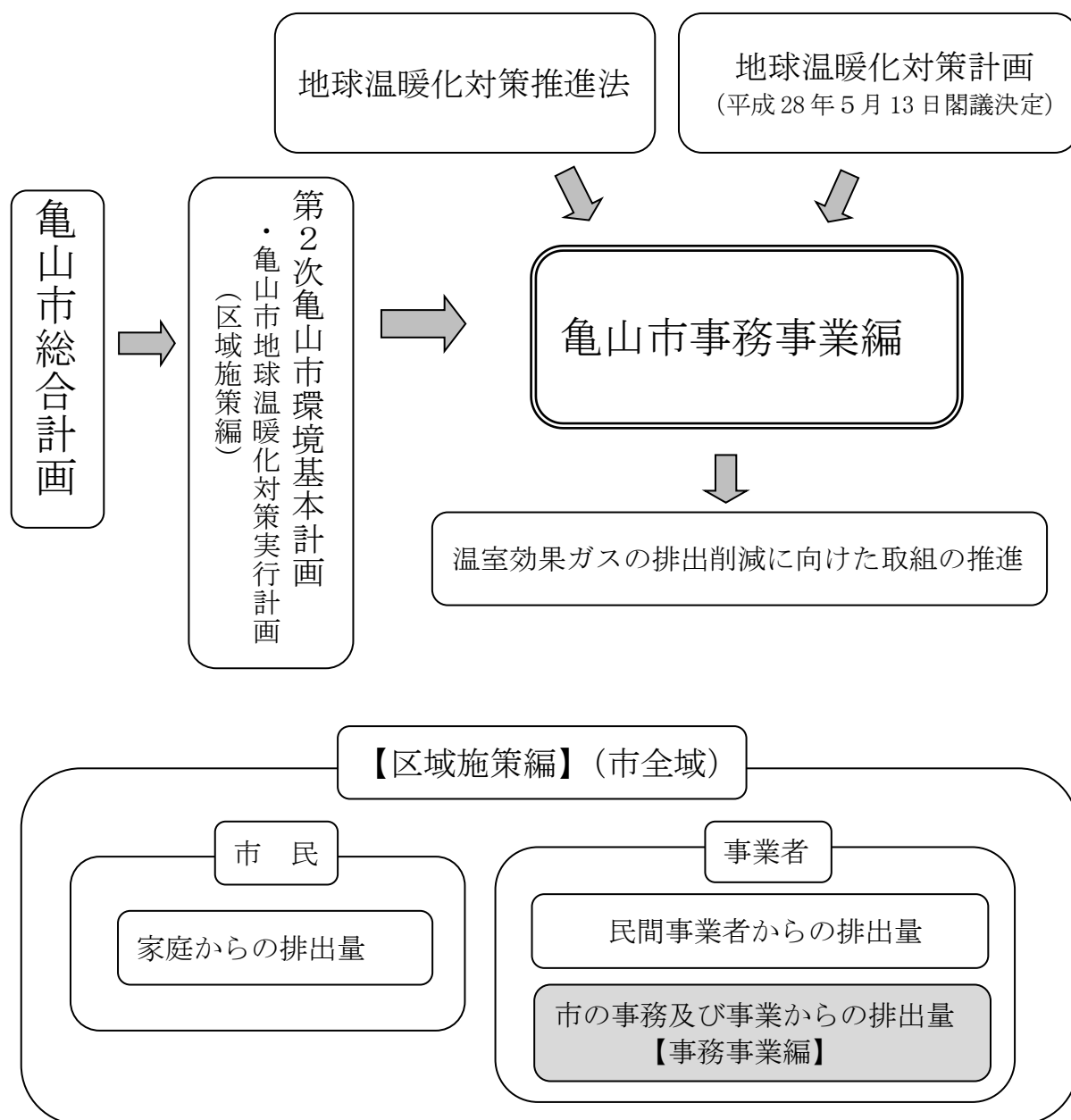
項目	年 度											
	H25	…	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2013	…	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
事項	基準年度		計画開始									目標年度
計画期間												

2. 基本的事項

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

亀山市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」であり、国の地球温暖化対策計画及び亀山市総合計画、亀山市環境基本計画に即して策定するものです。

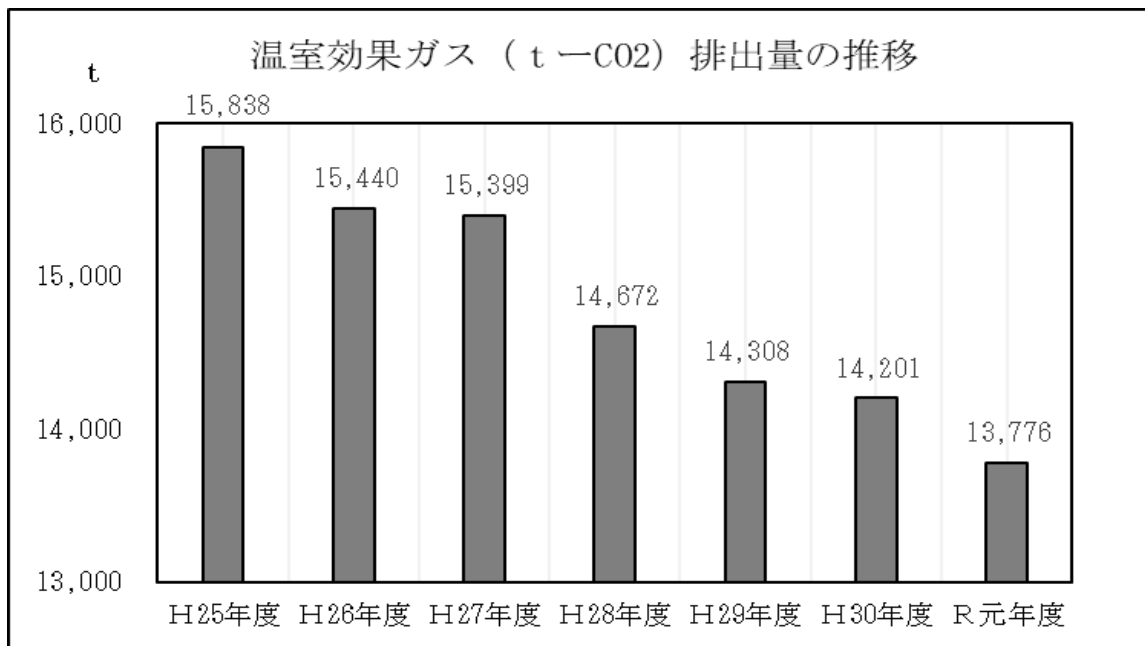
なお、「亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、市民、事業者、行政とともに市内全域での温室効果ガスの削減目標と方針を定めた計画であり、第2次亀山市環境基本計画において内包して策定しています。



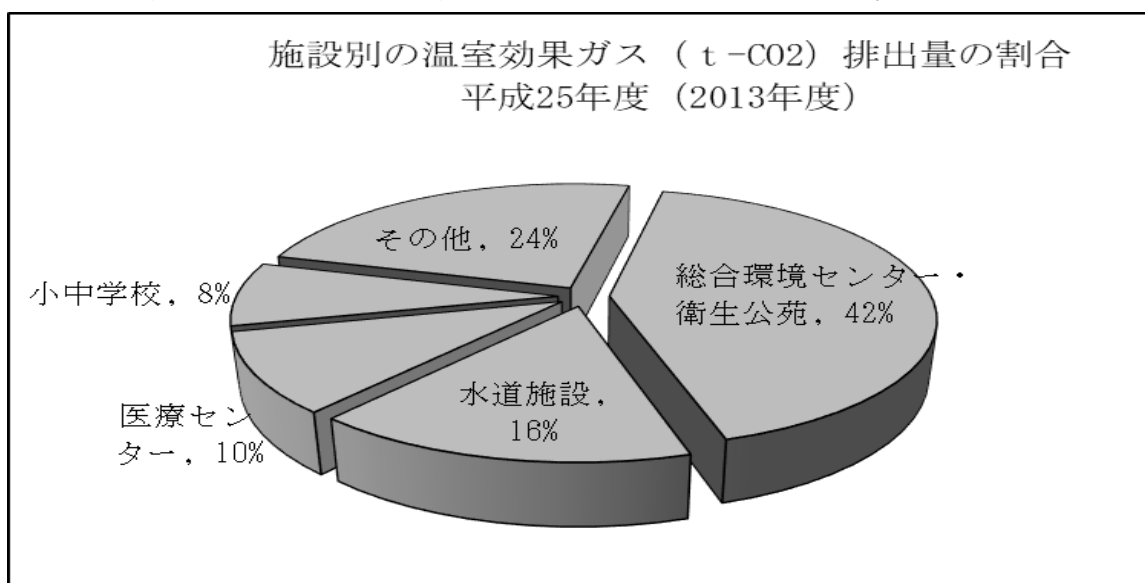
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25年度の15,838t-CO₂から、令和元年度には13,776t-CO₂となり、2,062t-CO₂減少しています。

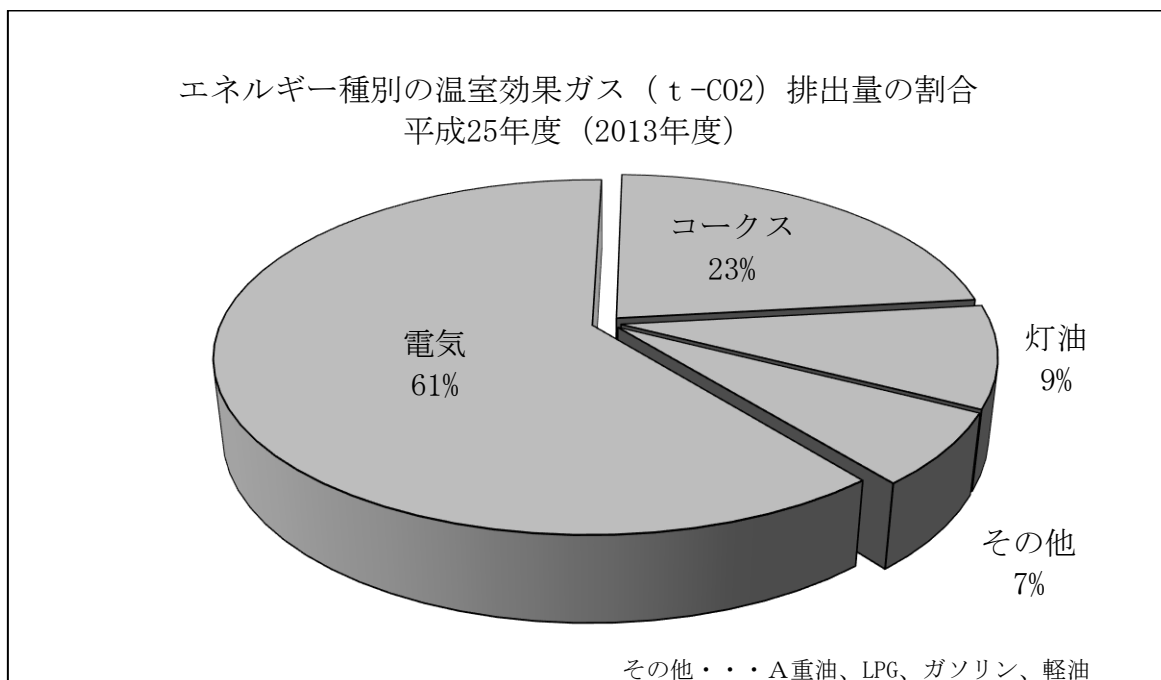


施設別では、総合環境センター・衛生公苑が全体の42%を占め、次いで水道施設16%、医療センター10%、小中学校8%となっています。



3. 温室効果ガスの排出状況

また、エネルギー種別では、電気が全体の61%を占め、次いでコークス23%、灯油9%となっています。



（2）温室効果ガス排出量の増減要因

令和元年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25年度と比較し、2,062t-CO₂減少しており、その内、1,067t-CO₂（約5割）は電気使用量の減少によるものです。

また、溶融施設及び衛生公苑の基幹的設備改良工事、関衛生センターのし尿処理場の廃止などにより、環境施設におけるCO₂排出量が減少しました。

これらのほか、公共施設全般において、第1・第3水曜日のライトダウンデーにおける施設の消灯の徹底、デマンド監視システムの導入による消費電力の抑制、LED照明の導入などにより、年々、温室効果ガス排出量の削減が図られました。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

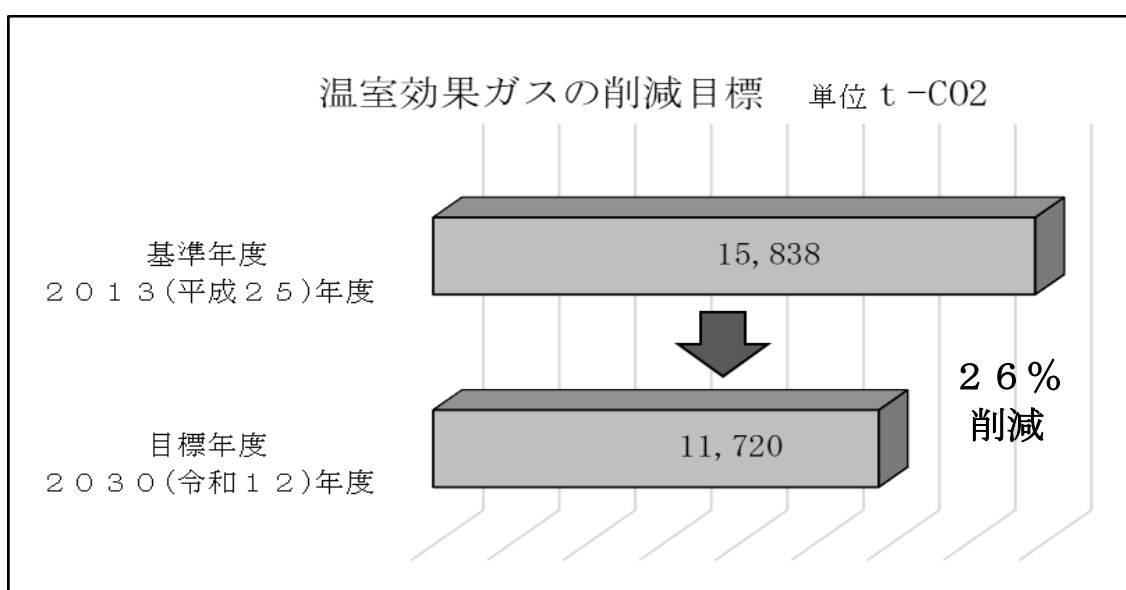
国の「地球温暖化対策計画」では温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比26%削減」を掲げており、このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」については、2013(平成25)年度比40%削減となっています。

本市においては、単独で一般廃棄物処理事業を行っており、また、市民病院を運営していることもあり、「業務その他部門」の40%削減という目標を参照すると、実態にそぐわない目標数値となることが考えられるため、26%削減を掲げるものとします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比で26%削減することを目標とします。

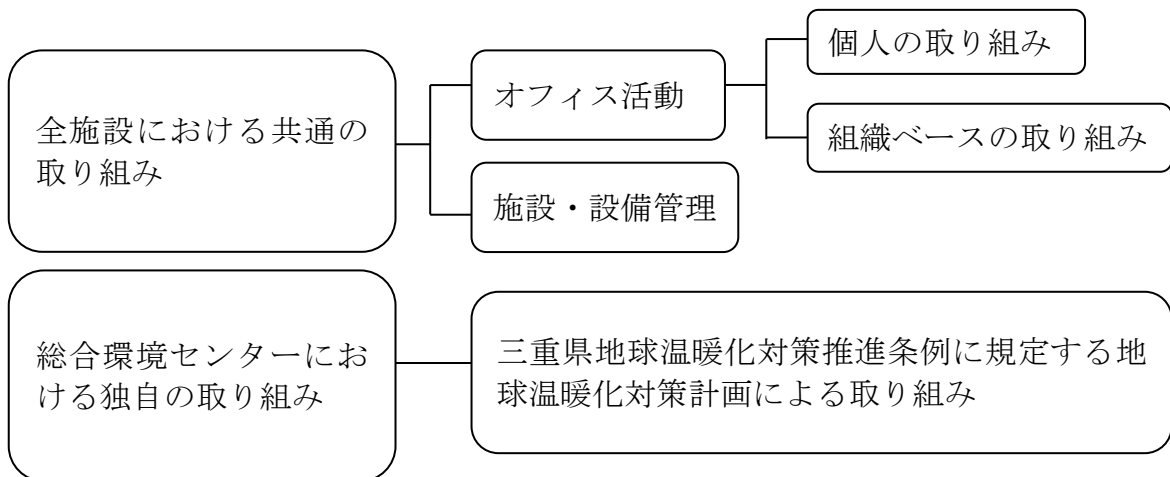
項目	基準年度	目標年度
	2013(平成25)年度	2030(令和12)年度
温室効果ガスの排出量	15,838 t-CO ₂	11,720 t-CO ₂
削減率	-	26%



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

本計画の実行に当たっては、総合環境センターが「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に規定される第2種エネルギー管理指定工場に指定されていることから、次のフレームにより、取り組むこととします。



(2) 具体的な取組内容

全施設における共通の取組み～オフィス活動～個人の取組み

【公用車】

- ✓袋に入れた運転日誌を携帯し、一日の最初に運転する者は仕業点検を行う。
- ✓仕業点検結果及び走行距離・残燃料等、運転日誌の所定の項目を記入する。
- ✓目的地の方向が同じ場合は、可能な限り、乗り合わせをする。
- ✓近距離の移動は公用自転車の利用や徒歩で行う。
- ✓支障のない範囲で可能な限り公共交通機関を利用する。
- ✓不要物を載せたままにしない。
- ✓タイヤの空気圧を測る。(1カ月に1度程度、給油時に実施)
- ✓エコ運転を心がける。(アイドリングストップする、アクセルを一定に踏む)

5. 目標達成に向けた取組

全施設における共通の取組み～オフィス活動～個人の取組み

【空調】

- ✓冷房は室内温度28℃、暖房は室内温度が20℃を目安として設定する。
- ✓クールビズ、ウォームビズを実施し、時節に合わせた適切な服装をする。

【照明】

- ✓時間外勤務の際には、照明の使用は必要最低限の点灯にする。
- ✓昼休み等、市民窓口業務に支障のない範囲で不要な電気は消灯する。
- ✓退庁時には、職員間で声掛けをし、また、不要な照明を消灯する。
- ✓トイレや会議室等は、未使用時は完全に消灯する。
- ✓ブラインドを調整し、事務に支障のない範囲で極力消灯する。
- ✓ノー残業デーを実施する。

【パソコン】

- ✓ノートパソコンは節電モードを利用し、昼休み及び離席時は蓋とじを行う。また、会議などで1時間以上、席を離れる場合及び退庁の際には電源を切る。

【プリンター】

- ✓本庁舎内のグループウェア用プリンターについては、原則17時15分で電源を切る。また、その他のプリンターについても、極力電源を切る。

【給湯器、ガスコンロ】

- ✓給湯器を利用する際は、日常的に節湯を励行する。
- ✓給湯器及びガスコンロの火は、必要以上に大きくしない。

【その他】

- ✓OA用紙の削減、廃棄物の削減、水の使用量削減に取り組む。

5. 目標達成に向けた取組

全施設における共通の取組み～オフィス活動～組織ベースの取組み

※（ ）内は推進課・担当グループ

【自動車】

- ✓公用車…安全運転講習会において、エコ運転講習を併せて実施する。
脱炭素社会の推進に向けた取組として、電気自動車の導入を図る。(財務課契約管財グループ)
- ✓私用車…職員の率先行動として、エコ通勤を実施する。
(総務課人事給与グループ)

【空調】

- ✓職員に対しクールビズ、ウォームビズの通知を行う。
(総務課人事給与グループ)
- ✓冷房28℃、暖房20℃を目安としてボイラー運転する。
(関係課・グループ)

【温泉】

- ✓総合保健福祉センターの温泉の追い炊きについては、夏季(5月～10月)43℃、冬季(11月～4月)45℃を目安としてボイラー運転する。
(地域福祉課福祉総務グループ)
- ✓関宿足湯交流施設の温泉の追い炊きについては、夏季(5月～10月)40℃、(冬季11月～4月)43℃を目安としてボイラー運転する。
(地域観光課観光交流グループ)

【自販機】

- ✓省エネモードにする。(関係課・グループ)

【給茶器】

- ✓土日・祝日等、時間外は電源オフとなるようタイマーをセットする。
(関係課・グループ)

【照明】

- ✓本庁舎においては、宿直員が夜間の見廻りにおいて消し忘れ照明をチェックの上、財務課契約管財グループに報告し、財務課契約管財グループは所管部署に注意喚起を行う。(財務課契約管財グループ)
- ✓ノー残業デーを放送で呼び掛ける。(財務課契約管財グループ)

5. 目標達成に向けた取組

全施設における共通の取り組み～オフィス活動～組織ベースの取り組み

※（ ）内は推進課・担当グループ

【緑のカーテン】

- ✓省エネルギーの一環として、緑のカーテンを設置する。
(財務課契約管財グループ、環境課環境創造グループ・廃棄物対策グループ)

全施設における共通の取り組み～施設・設備管理

①施設の適正な維持管理

【施設・設備・機器のメンテナンス】

- ✓定期的に保守点検を行い、施設の維持管理に努める。

【情報共有】

- ✓事務局から施設・設備を所管する部署の「施設・設備管理員」へ、市内各施設における管理運営状況等の情報を提供し、法令順守の継続や施設・設備の管理運営の向上を図る。

②新築、増改築・設備更新時における対応

【環境に配慮した設計・施工】

- ✓増改築、設備更新の際は、省エネルギー、省資源、建物の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の発生抑制など、環境に配慮した設計・施工に努める。
- ✓新庁舎建設にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の考えも取り入れながら、環境負荷の低減に配慮した庁舎とする。

5. 目標達成に向けた取組

全施設における共通の取組み～施設・設備管理

【省エネルギー・新エネルギーの推進】

- ✓照明器具や避難誘導等を設置又は交換する場合は、消費電力の少ないLED照明を可能な限り導入する。
- ✓共用部分（トイレ、洗面所、階段等）においては、人感センサーを可能な限り導入する。
- ✓二酸化炭素の排出量が少なく環境へ与える負荷が小さい新エネルギー（太陽光発電等）について、可能な限り導入する。
- ✓建物の断熱性の向上を図るため、断熱フィルムの施行や屋上への断熱塗装を可能な限り導入する。

③将来における公共施設の適正配置

平成29年3月に策定した「亀山市公共施設等総合管理計画」の基本方針に沿って、施設の適正配置について検討する。

「総合環境センター」における独自の取組み

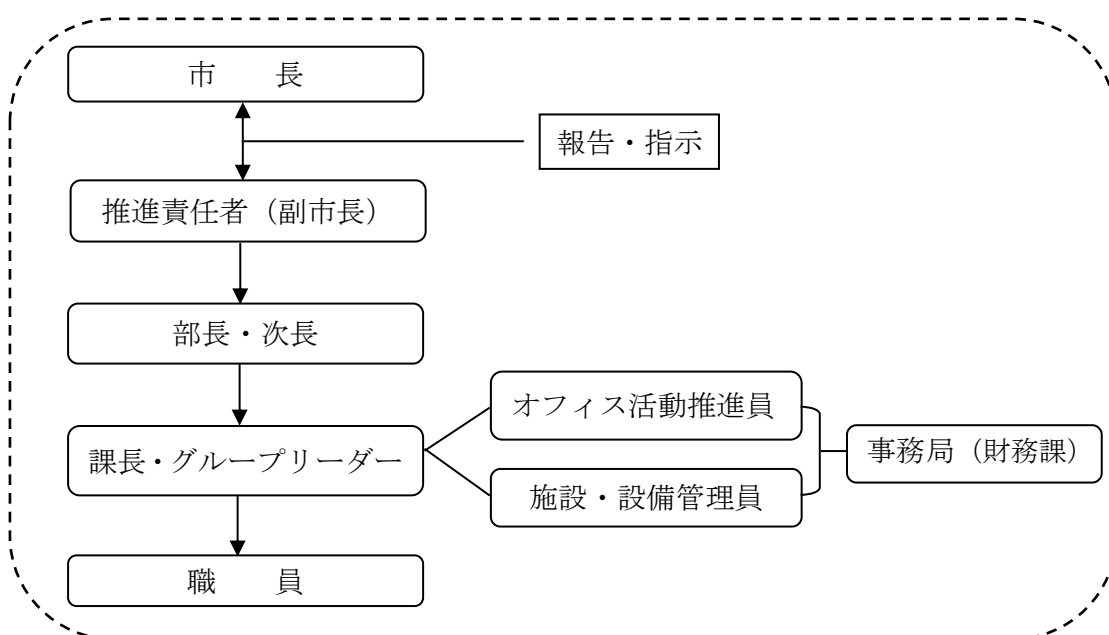
「県条例」に規定する「地球温暖化対策計画書」により取り組むものとする。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画の推進責任者は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」におけるエネルギー管理統括者である副市長とし、部長、次長、課長は、本計画の目標の達成に向けて、所管部署の進捗管理及び推進を図ります。

推進責任者（副市長）は、オフィス活動推進員及び施設・設備管理員を選任し、両員は事務局である財務課と連携して事務作業を進めます。



※オフィス活動推進員

毎月の燃料等の使用量を調査し、増減要因を把握します。

※施設・設備管理員

他部署の施設・設備の相互監査を実施し、管理運営の向上を図ります。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(2) 点検・評価・見直し体制

点 検	<p>【温室効果ガス排出量及び用紙・水使用量の算出・点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス活動推進員 毎月、燃料等の使用量を調査し、庁内共有ファイルに記録し、基準年度（平成25年度）と比較し、増減要因を把握します。 ・事務局 庁内共有ファイルに記録された燃料等の使用量を集計し、温室効果ガス（CO₂）排出量を算出し、基準年度（平成25年度）との比較表を作成し、増減要因を各課・グループに照会し、増加傾向が見られる場合は、是正予防措置を講ずるよう要請します。
評 価	<p>【オフィス活動の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の取り組み 職員は、年4回、「オフィス活動～個人の取り組み評価表」を用いて自己評価します。 ・組織ベースの取り組み 事務局は、年1回、「オフィス活動～組織ベースの取り組み評価表」を用いて関係課・グループに進捗状況を確認します。 <p>【施設・設備管理の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を所管する部署による管理 運用手順書により運用し、監視手順書等により管理します。 ・施設・設備の管理運営などの状況の情報共有 法令順守の状況や施設・設備の管理運営などの状況を情報共有します。 <p>【総合環境センターにおける独自の取り組みの評価】</p> <p>「三重県地球温暖化対策推進条例県条例」に規定する「実施状況報告書」により評価します。</p>
見 直 し	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は、点検・評価について取りまとめ、年1回、市長及び推進責任者（副市長）へ報告します。 ・推進責任者（副市長）は、市長へ改善提案を行い、市長は、見直しにおける決定及び処置の実施を推進責任者（副市長）に指示します。

(3) 進捗状況の公表

本計画の内容、取り組み及びその実施結果は、年1回、ホームページ等を通じて広く公表します。

参考資料

- (1) 燃料別温室効果ガス排出量目標・実績(平成 26 年度～令和元年度) (t-CO2)
- (2) オフィス活動～個人の取り組み評価表
- (3) オフィス活動～組織ベースの取り組み評価表

参考資料(1) 燃料別温室効果ガス排出量目標・実績(平成26年度～令和元年度)(t-CO2)

	項目	目標						実績					
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総合環境センタ	電気	1,547	1,531	1,516	1,500	1,484	1,469	1,625	1,459	1,336	1,101	1,188	1,170
	灯油	597	591	585	579	573	567	470	393	373	373	360	420
	A重油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	LPG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガソリン	3	3	3	3	3	3	2	2	2	4	2	2
	軽油	95	94	93	92	91	90	87	90	93	90	74	95
	コークス	3,829	3,791	3,752	3,713	3,675	3,636	3,597	3,584	3,448	3,473	3,568	3,254
	合計	6,071	6,010	5,949	5,887	5,826	5,765	5,781	5,528	5,252	5,041	5,192	4,941
	項目	目標						実績					
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	H26	H27	H28	H29	H30	R1
その他施設	電気	8,020	8,008	7,998	7,986	7,974	7,964	7,671	7,965	7,659	7,433	7,430	7,415
	灯油	1,096	1,095	1,093	1,091	1,090	1,089	1,013	1,085	940	988	771	691
	A重油	473	473	472	471	471	470	434	298	264	270	251	266
	LPG	354	354	353	353	352	352	313	315	334	356	344	262
	ガソリン	185	184	184	184	184	183	184	169	179	178	174	163
	軽油	49	49	49	49	49	49	44	39	44	42	39	38
	コークス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	10,177	10,163	10,149	10,134	10,120	10,107	9,659	9,871	9,420	9,267	9,009	8,835
	項目	目標						実績					
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合計	電気	9,567	9,539	9,514	9,486	9,458	9,433	9,296	9,424	8,995	8,534	8,618	8,585
	灯油	1,693	1,686	1,678	1,670	1,663	1,656	1,483	1,478	1,313	1,361	1,131	1,111
	A重油	473	473	472	471	471	470	434	298	264	270	251	266
	LPG	354	354	353	353	352	352	313	315	334	356	344	262
	ガソリン	188	187	187	187	187	186	186	171	181	182	176	165
	軽油	144	143	142	141	140	139	131	129	137	132	113	133
	コークス	3,829	3,791	3,752	3,713	3,675	3,636	3,597	3,584	3,448	3,473	3,568	3,254
	合計	16,248	16,173	16,098	16,021	15,946	15,872	15,440	15,399	14,672	14,308	14,201	13,776

参考資料 (2)

オフィス活動～個人の取り組み評価表

未入力があります！（入力が完了するとこのメッセージが消えます。）↓

○・・・できた ×・・・できなかった -・・・該当なし

対象	取り組み内容	評価
【公用車】	袋に入れた運転日誌を携帯し、一日の最初に運転する者は仕業点検を行う。	
	仕業点検結果及び走行距離・残燃料等、運転日誌の所定の項目を記入する。	
	目的地の方向が同じ場合は、可能な限り、乗り合わせをする。	
	近距離の移動は公用自転車の利用や徒歩で行う。	
	支障のない範囲で可能な限り公共交通機関を利用する。	
	不要物を載せたままにしない。	
	タイヤの空気圧を測る。（1カ月に1度程度、給油時に実施）	
【空調】	エコ運転を心がける。（アイドリングストップする、アクセルを一定に踏む）	
	冷房は室内温度28℃、暖房は室内温度が20℃を目安として設定する。	
【照明】	クールビズ、ウォームビズを実施し、時節に合わせた適切な服装をする。	
	時間外勤務の際には、照明の使用は必要最低限の点灯にする。	
	昼休み等、市民窓口業務に支障のない範囲で不要な電気は消灯する。	
	退庁時には、職員間で声掛けをし、また、不要な照明を消灯する。	
	トイレや会議室等は、未使用時は完全に消灯する。	
【パソコン】	ブラインドを調整し、事務に支障のない範囲で極力消灯する。	
	ノー残業デーを実施する。	
【プリンター】	ノートパソコンは節電モードを利用し、昼休み及び離席時は蓋とじを行う。また、会議などで1時間以上席を離れる場合及び退庁の際には電源を切る。	
	本庁舎内のグループウェア用プリンターについては、原則17時15分で電源を切る。また、その他のプリンターについても、極力電源を切る。	
【給湯器】 【ガスコンロ】	給湯器を利用する際は、日常的に節湯を励行する。 給湯器及びガスコンロの火は、必要以上に大きくしない。	
【その他】□	OA用紙の削減、廃棄物の削減、水の使用量削減に取り組む。	

参考資料 (3)

オフィス活動～組織ベースの取り組み評価表

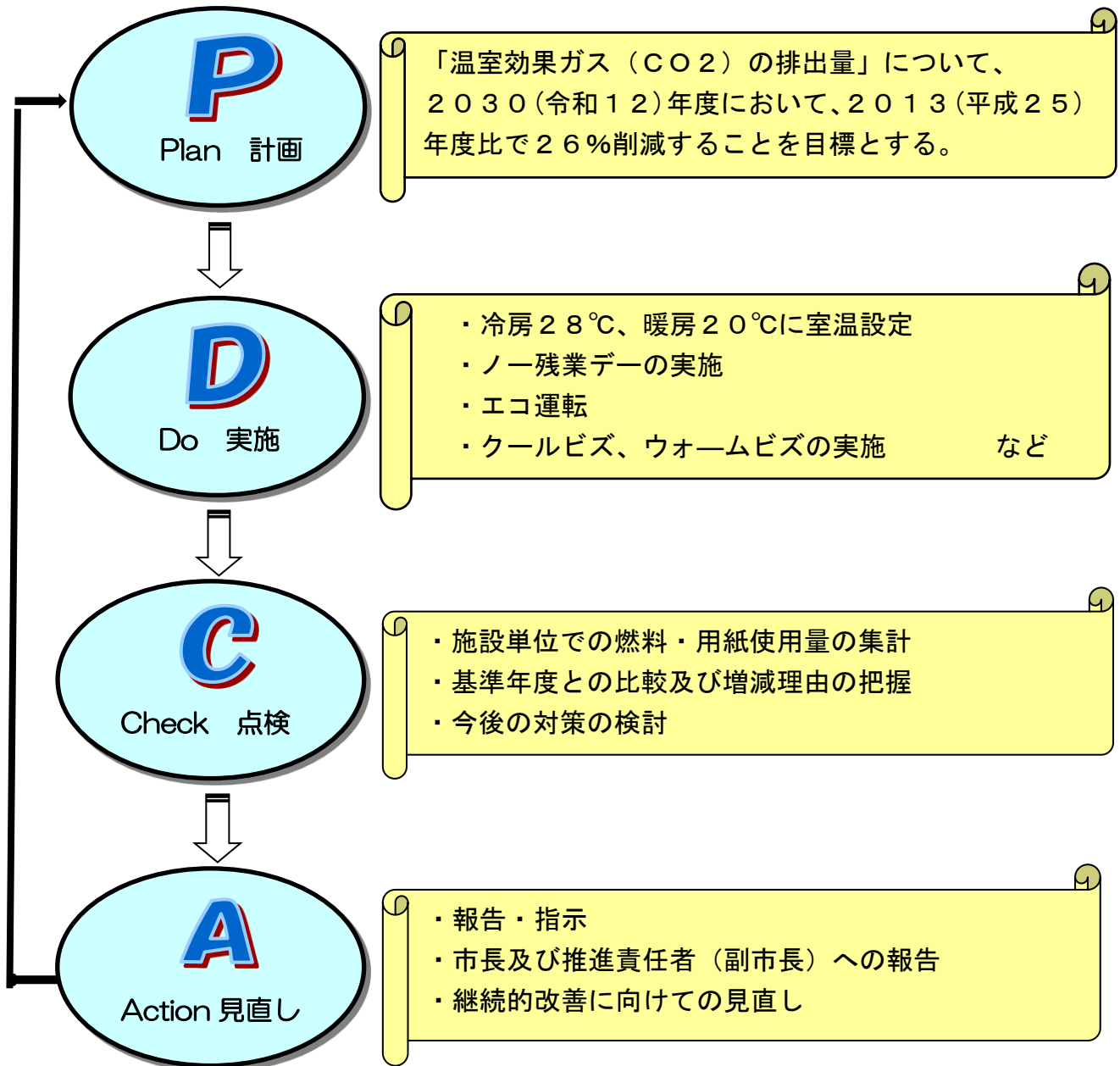
未入力があります！(入力が完了するとこのメッセージが消えます。)↓

○・・・できた ×・・・できなかった -・・・該当なし

対象	取り組み内容	評価
【自動車】	<p>公用車…安全運転講習会において、エコ運転講習を併せて実施する。 (財務課契約管財グループ)</p> <p>私用車…職員の率先行動として、エコ通勤を実施する。 (総務課人事給与グループ)</p>	
【空調】	<p>職員に対しクールビズ、ウォームビズの通知を行う。 (総務課人事給与グループ)</p> <p>冷房28℃、暖房20℃を目安としてボイラー運転する。 (関係課・グループ)</p>	
【温泉】	<p>総合保健福祉センターの温泉の追い炊きについては、夏季(5月～10月)43℃、冬季(11月～4月)45℃を目安としてボイラー運転する。 (地域福祉課福祉総務グループ)</p> <p>関宿足湯交流施設の温泉の追い炊きについては、夏季(5月～10月)40℃、(冬季11月～4月)43℃を目安としてボイラー運転する。 (地域観光課観光交流グループ)</p>	
【自販機】	<p>省エネモードにする。(関係課・グループ)</p>	
【給茶器】	<p>土日・祝日等、時間外は電源オフとなるようタイマーをセットする。 (関係課・グループ)</p>	
【照明】	<p>本庁舎においては、宿直員が夜間の見廻りにおいて消し忘れ照明をチェックの上、財務課契約管財グループに報告し、財務課契約管財グループは所管部署に注意喚起を行う。(財務課契約管財グループ)</p> <p>ノー残業デーを放送で呼び掛ける。(財務課契約管財グループ)</p>	
【緑のカーテン】	<p>省エネルギーの一環として、緑のカーテンを設置する。 (財務課契約管財グループ、環境課環境創造グループ・廃棄物対策グループ)</p>	

亀山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

PDCAサイクル



令和3年6月策定

作成 総合政策部 財務課 契約管財グループ